

ブランドメッセージ プロジェクト「バスツアー」

4月16日(土)

4回目の今回は、飯南町の魅力的な場所や人を巡るバスツアーを開催しました。
参加者は、ツアーガイドの歴史話や、訪れた先で地元住民の地域への思いを聞き、「はじめて聞いた逸話がたくさん。まちの見え方が変わった」などと話していました。

このプロジェクトは、2月5日に開始。全5回でまちの雰囲気や力、未来を表す言葉「ブランドメッセージ」を作ります。

■問合せ
まちづくり推進課
76・2864



これまでの講座で参加者から挙げられた魅力ある場所を訪ねました(「鐘や」前)



ツアーガイドを務めるのは赤名公民館の景山主事。知人ぞ知る謎を解説しました(由来八幡宮)



参加者が撮影した写真はInstagramから「#まちマジいいなん」で検索できます(お大師様)

交通指導員を任命

4月1日に、赤名地区・志々地区に新しい交通指導員を任命しました。街頭指導や交通安全活動への協力をおして、町内の交通安全を推進します。

赤名地区：景山治さん
志々地区：桐原敏さん



景山治さん



桐原敏さん

春の交通安全運動

春の全国交通安全運動に合わせ、4月6日、森島建設・赤来ライオンズクラブが「交通安全パレード」を行いました。赤来地域を、交通安全ののぼり旗を取り付けた軽トラで走りながら、安全運転を呼びかけました。

4月8日には、雲南地区交通安全協会飯南支部により、国道54号の歩道で「早めのライト点灯」の啓発活動が実施されました。



早めのライト点灯で事故防止

民間住宅の耐震診断・耐震改修費を助成

耐震診断

- 対象 町内にある木造住宅で①と②に該当する住宅
- ①所有者が自ら居住している、一戸建ての住宅か併用住宅
- ②昭和56年5月31日以前に工事着手した住宅
- 助成額 診断に必要な費用の3分の2以内の額(千円未満切捨て)上限6万円
- 耐震改修
- 対象者 ①～③に該当する住宅を所有し、自ら居住している人
- ①町内にある一戸建てか併用の木造住宅
- ②昭和56年5月31日以前に工事着手した住宅
- ③耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された住宅

●助成額 耐震改修工事に必要な費用の23%以内の額(千円未満切捨て)1戸当たり上限80万円
※事前着手は認めていません。申請する場合は、必ず事前に相談してください。

■問合せ 建設課
76・3942

手当額を改定しました(令和4年4月)

児童扶養手当

- 受給資格
父母の離婚などにより父(母)と生計をともにしていない児童(18歳未満)の母(父)、または父(母)が身体などに重度の障がいがある児童の母(父)あるいは父母にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。
- ※平成26年12月1日より公的年金を受給している父母または養育者も児童扶養手当の対象となりました。
- ※父(母)または養育者が日本国内に住所を有しない場合は、手当は支給されません。

●手当の額(月額)
全部支給 43,070円
一部支給 43,060円

●児童2人以上の加算額
5,090円～10,160円
児童3人目からの加算額
3,050円～6,090円

●特別障害者手当
受給資格
身体または精神に著しく重度の

特別児童扶養手当

- 受給資格
障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上の方。
- ※対象者が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。
・社会福祉施設等に入所している方
・病院に継続して3か月を超えて入院している方
- ※原爆介護手当を受給している方には、特別障害者手当を調整して支給します。

●手当の額(月額)
1級……………27,300円
2級……………27,300円

●障害児福祉手当
受給資格
身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳未満の児童。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。
・障がいを事由とする公的年金を受給することができる場合
・児童福祉施設等に入所している場合

●手当の額(月額)
1級……………14,850円
2級……………14,850円

特別児童扶養手当

- 受給資格
身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者。
- ※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。
・障がいを事由とする公的年金を受給することができる場合
・児童福祉施設等に入所している場合

●手当の額(月額)
1級……………52,400円
2級……………34,900円

今回紹介した手当制度の受給資格には、該当する障がいの程度に基準があり、所得制限等が定められています。
受給資格に該当すると思われる場合は、申請される前に一度ご相談ください。

■お問い合わせ
飯南町福祉事務所障がい福祉担当
72・1773